

## 第14次最低工賃新設・改正計画に対する実施状況

宮城県男子服・婦人服 製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

(男子服・婦人服製造業家内労働実態調査結果表より)

	委託者	家内労働者
平成19年10月1日	31	359
平成21年10月1日	27	328
平成23年10月1日	13	147
平成25年10月1日	18	175
平成28年10月1日	16	160
令和2年11月1日	8	56
令和5年9月30日	8	58

宮城県電気機械器具製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

(電気機械器具製造業家内労働実態調査より)

	委託者	家内労働者(補助者を含む)
平成18年度調査	12	196
平成20年度調査	10	131
平成22年度調査	10	177
平成26年度調査	8	103
平成29年度調査	9(+1)	97(+19)
令和3年度調査	10	84

※29年度の()内の数値は、調査締切後に報告があったもの

### 直前の宮城県最低工賃改正状況

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	平成28年度改正(平成29年5月4日発効)
宮城県電気機械器具製造業最低工賃	令和3年度改正(令和4年4月15日発効)

### 第14次最低工賃新設・改正計画

令和4年度	設定なし
令和5年度	宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正
令和6年度	宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正

計画では本年度は、宮城県男子服・婦人服最低工賃改正審議予定。令和2年度に主要委託者1社を含む3社が倒産や事業縮小し、最低工賃が適用となる家内労働者数が100人を大きく割込み、業況も厳しく、改正の諮問を見送ってきた経緯がある。令和5年度も調査を行ったが、家内労働者数、業況に大きな変化はなく、令和6年1月25日に開催した家内労働部会において、改正諮問を見送ることが承認された。

令和6年度は宮城県電気機械器具製造業最低工賃改正の予定。こちらも適用となる家内労働者数が減少し100人を割込む状況であり、次年度の統計調査結果や電気業界の業況を確認の上、諮問について検討する予定である。